

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	御殿場市 介護保険システム 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御殿場市は、介護保険システム及び番号制度関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

御殿場市長

公表日

令和3年2月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関連関する事務
②事務の概要	介護保険法の規定に則り、被保険者の管理を行い、認定・受給・給付・賦課・徴収の事務を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認 ④被保険者の資格記録の管理 ⑤被保険者の受給者及び給付実績の管理 ⑥保険料の徴収、及びそれに伴う給付制限 ⑦地域支援事業の実施にあたる地方税関係情報の確認
③システムの名称	介護保険システム(MCWEL)・中間サーバ・統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 六十八の項 介護保険法第12条、第38条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(特定個人情報提供の根拠) 番号法第19条7号 別表第二 一、二、三、四、六、二十二、二十六、三十、三十三、三十九、四十二、四十三、五十六の二、五十八、六十一、六十二、八十、八十七、九十、九四、九十五、百九、百十七の項 (特定個人情報照会の根拠) 九十三、九十四の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 長寿福祉課
②所属長の役職名	長寿福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部 長寿福祉課 静岡県御殿場市萩原483番地 TEL 0550-82-4134
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	「7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」における請求先と同上

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 5. ②所属長	介護福祉課長 勝亦 敏文	介護福祉課長 梶 守男	事後	
平成31年3月29日	I 5. ②所属長	介護福祉課長 梶 守男	介護福祉課長	事後	
令和2年3月19日	I 7 請求先	健康福祉部 介護福祉課 静岡県御殿場市萩原483番地 TEL 0550-82-4134	健康福祉部 長寿福祉課 静岡県御殿場市萩原483番地 TEL 0550-82-4134	事後	
令和2年3月19日	表紙実施機関名	御殿場市長 若林 洋平	御殿場市長	事後	
令和2年3月19日	I 5. ①部署	健康福祉部 介護福祉課	健康福祉部 長寿福祉課	事後	
令和2年3月19日	I 5. ②所属長	介護福祉課長	長寿福祉課長	事後	
令和3年2月26日	I 1. ②事務の概要	介護保険法の規定に則り、被保険者の管理を行い、認定・受給・給付・賦課・徴収の事務を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認 ④被保険者の資格記録の管理 ⑤被保険者の受験者及び給付実績の管理 ⑥保険料の徴収、及びそれに伴う給付制限	介護保険法の規定に則り、被保険者の管理を行い、認定・受給・給付・賦課・徴収の事務を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認 ④被保険者の資格記録の管理 ⑤被保険者の受験者及び給付実績の管理 ⑥保険料の徴収、及びそれに伴う給付制限 ⑦地域支援事業の実施にあたる地方税関係情報の確認	事後	
令和3年2月26日	I 1. ③システムの名称	介護保険システム(MCWEL)	介護保険システム(MCWEL)・中間サーバ・統合宛名システム	事後	
令和3年2月26日	I 4. ②法令上の根拠	(特定個人情報提供の根拠) 番号法第19条7号 別表第二 一、二、三、四、六、二十二、二十六、三十、三十三、三十九、四十二、四十三、五十六の二、五十八、六十一、六十二、八十、八十七、九十、九十五、百九、百十七の項 (特定個人情報照会の根拠) 九十三、九十四の項	(特定個人情報提供の根拠) 番号法第19条7号 別表第二 一、二、三、四、六、二十二、二十六、三十、三十三、三十九、四十二、四十三、五十六の二、五十八、六十一、六十二、八十、八十七、九十、九四、九十五、百九、百十七の項 (特定個人情報照会の根拠) 九十三、九十四の項	事後	